

令和7年2月10日

報道関係者 各位

市川市 総務部長
蛸島 和紀

職員の処分について

地方公務員法に基づき、下記のとおり職員の処分を行いましたので報告します。

記

1. 勤務中の喫煙、無許可の早退及び私用パソコン利用による勤務態度不良について

(1) 処分の理由

被処分者は、令和5年度以降、勤務時間中に、勤務場所を離れて繰り返し喫煙したほか、私用パソコンを用いて、株価を確認するためのウェブサイトの閲覧やゲームに興じる行為をした。

また、同年度において、日曜日の出勤時に上司の承認を得ることなく早退し、正当な理由無く繰り返し勤務を欠いた。

さらに、上司からこれらの非違行為について注意を受けたにもかかわらず、改めることをしなかった。

(2) 被処分者

市民部 副主幹（60歳代）

(3) 処分内容

停職1月

(4) 処分年月日

令和7年2月10日

(5) 処分の根拠法令

地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号

2. 市のコメント

全体の奉仕者である職員が、このような事案を起こしたことは誠に遺憾であり、深くお詫び申し上げます。

今後は、このようなことが起こらないよう服務規律の遵守を徹底し、市民の皆様の信頼回復に努めてまいります。

【本件に関する問い合わせ先】

総務部 人事課長 吉成 悟

047-712-8573（直通）